○南信州地域交通問題協議会第二種免許取得支援補助金交付要綱

令和６年１月15日

（一部改正　　令和７年２月13日

（趣旨）

第１条　この要綱は、南信州地域の住民の日常生活に不可欠な公共交通の確保及び維持に資するため、従業員の第二種免許の取得に要する費用を負担する当該地域の公共交通事業者に対し、南信州地域交通問題協議会第二種運転免許取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南信州地域交通問題協議会補助金等交付規程（第13条第１項において「交付規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 南信州地域　飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び大鹿村の区域をいう。

(2) 第二種運転免許　道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第１項に規定する大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許をいう。

(3) 公共交通事業者　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第２条第２号の公共交通事業者等であって、南信州公共交通計画に定める公共交通路線を運行する事業者をいう。

(4) 従業員　次のいずれにも該当する者をいう。

ア　公共交通事業者と労働契約を結んでいる者

イ　南信州地域に住所を有する者

ウ　補助金の交付の申請を行う日（以下「申請日」という。）以前２年の間に新たに第二種運転免許を取得した者であって、申請日の時点において当該免許を有するもの

エ　申請日の時点において65歳以下である者

　（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（次条及び第８条第２項において「交付対象者」という。）は、公共交通事業者であって、申請日の時点において従業員を雇用しているものとする。

　（補助金の交付）

第４条　南信州地域交通問題協議会（以下「協議会」という。）は、交付対象者に予算の範囲内で補助金を交付する。

　（対象費用）

第５条　補助金の対象となる費用（次条及び第７条において「対象費用」という。）は、公共交通事業者が従業員の第二種運転免許を取得するための教習に係る費用として自動車教習所（道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の指定自動車教習所をいう。）に支払ったものとする。

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は、従業員１人ごとの対象費用の額とし、次の表の左欄に掲げる従業員の雇用形態の区分に応じ、それぞれ第二種運転免許の種類ごとに定める額とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 雇用形態 | 大型第二種免許 | 中型第二種免許 | 普通第二種免許 |
| 期間の定めのない労働契約（短時間勤務を含む。） | 150,000円 | 150,000円 | 100,000円 |
| 期間の定めのある労働契約（パートタイム労働を含む。） | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 |

２　前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

３　補助金の額の上限は、一の交付対象者につき、30万円とする。ただし、第８条第４項に該当する場合はこの限りではなく、当該上限の金額に15万円を加えた金額までとする。

　（交付の申請及び実績の報告）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、協議会が別に定める南信州地域交通問題協議会第二種運転免許取得支援補助金交付申請書（次条及び第９条において「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して協議会に提出しなければならない。

　(1) 協議会が別に定める公共交通事業者概要書

　(2) 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書

　(3) 申請者が雇用する者の人数が分かる書類

　(4) 従業員の運転免許証の両面の写し

　(5) 申請者が従業員を雇用していることが分かる書類

　(6) 申請日以前１か月以内に発行された従業員の住民票の写し

　(7) 次のいずれかの書類

ア　申請者が対象費用を支払ったことがわかる書類

イ　従業員が支払った対象費用を申請者が負担したことがわかる書類

　(8) 協議会が別に定める南信州地域交通問題協議会第二種運転免許取得支援補助金実績報告書

　(9) 前各号に定めるもののほか、協議会が必要と認める書類

　（申請の受付）

第８条　協議会は、交付申請書の提出があったときは、これを受け付け、及び受け付けたことを証する書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られたものを含む。次条及び第13条第２項において同じ。）を申請者に交付する。

２　協議会は、交付申請書の受付を開始した日から起算して１か月まで経過する日までに提出された交付申請書については、当該書類の提出された日にかかわらず、次の表の左欄に掲げる公共交通路線の種別に応じ、それぞれ本社又は本社機能の所在地ごとに定める１から５までの優先順位に該当する申請者から提出されたものを当該優先順位の順に受け付けるものとする。この場合において、同一の優先順位に該当する交付対象者から交付申請書の提出があった場合には、提出された日時が早いものを優先して受け付けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公共交通路線の種別 | 本社又は本社機能を南信州地域の区域内に有する者 | 本社又は本社機能を南信州地域の区域外に有する者 |
| 基幹路線 | 優先順位１ | 優先順位３ |
| 準基幹路線 | 優先順位２ | 優先順位４ |
| 支線 | 優先順位５ | |
| 観光特化路線 |
| その他の運行 |

３　交付申請書の受付期間は、協議会が別に定める。

４　受付期間に補助金総額が予算の上限に達しなかった場合、協議会は第６条第３項ただし書に規定する上限の金額を適用して申請を受け付けるものとする。なお、その際の優先順位については第２項の規定を準用する。

　（交付の決定及び額の確定）

第９条　協議会は、前条の規定により交付申請書を受け付けたときは、当該受け付けた順にその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、及びその額を確定し、書面により申請者に通知するものとする。

２　協議会は、前項の規定による審査において、補助金の交付をしないことを決定したとき、又は予算の不足等に理由により補助金の交付ができないときは、その理由を付した書面により申請者に通知するものとする。

３　協議会は、第１項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付の対象となった従業員の名簿を作成し、適切に管理するものとする。

　（申請内容の変更）

第10条　前条第１項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（次条及び第13条において「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた後に申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに書面により協議会に申し出なければならない。

　（補助金の請求）

第11条　交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、協議会が別に定める南信州地域交通問題協議会第二種運転免許取得支援補助金交付請求書（次条において「請求書」という。）を協議会に提出するものとする。

　（補助金の支払い）

第12条　協議会は、請求書の提出があったときは、請求書に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、補助金を支払うものとする。

（交付の決定の取消し）

第13条　協議会は、交付決定者が交付規程第16条各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　協議会は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に書面により通知するものとする。

　（補助金の返還）

第14条　協議会は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関す、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

２　前項の規定により補助金の返還を命じられたものは、協議会にこれを返還しなければならない。

　（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、協議会が別に定める。